

各基本施策のページの見方

基本構想の「目指すまちのイメージ」に対応した『施策の大綱』を表しています。

施策の大綱内で各分野に分類する『基本施策』を表しています。

前期基本計画の策定に当たり、本市を取り巻く『現状』の分析と、今後を見通した『課題』を整理しています。

前期基本計画

1. 快適さを支える生活基盤の向上

(1) 都市づくりの推進



1. 快適さを支える生活基盤の向上

(1) 都市づくりの推進

現状と課題

- 本市は、東海道を中心とした歴史的な街道、さらには鉄道や高速道路網など、古くより交通の要衝として発展を続けており、これら交通網と河岸段丘状の地形特性を生かした都市づくりを進めてきました。今後も、交通の要衝としての優位性や地形特性を生かし、魅力的な都市づくりを計画的に進めていく必要があります。
- 本市では、企業立地による流入人口の増加や災害に対する危機意識の変化等から、市北東部地域を中心に宅地造成等による人口増が進行しているものの、今後は長期的な人口減少社会に突入することが予想されています。そのため、既成市街地や住宅団地における人口減少や少子高齢化の進行による都市の拡散や活力低下が懸念されます。こうした状況に対応するため、既存の都市機能やインフラ等を活用した拠点への都市機能の集積を図るとともに、道路や公共交通などを利用し、誰もが都市機能を活用しやすい都市づくりが必要です。
- 本市は、古くより東海道を中心に城下町や宿場がつくられ、現在にも当時の都市の姿が継承されています。これらの歴史的まちなみには都市基盤が整備され、現在も市街地の一部として都市形成上重要な役割を担っていることから、今後も歴史的まちなみを生かした都市のにぎわいづくりを進めることが重要です。
- 高齢化の進展への対応や持続可能な都市づくりには、基幹公共交通である鉄道を含めた公共交通の活用は不可欠であり、特にJR亀山駅周辺については、公共交通の結節点としての機能強化やにぎわいの創出など、市の玄関口としての再生が必要です。今後は、これまで進めてきた取り組みをさらに前進させ、地域や権利関係者等と連携しながら、事業の実現を図っていく必要があります。
- 公園・緑地は市民の憩いの場であることから、施設の安全性の確保はもとより、公園・緑地へ愛着を持っていただくことが必要であり、これまでも指定管理者制度^{※1}の活用等による適正かつ迅速な公園管理を進めるとともに、市民が主体的に公園等を維持・管理いただく公園等環境美化ボランティア制度^{※2}の拡大を図っています。今後は、より安全な施設の確保のため老朽化する施設の適切な維持・更新を行うとともに、公園等環境美化ボランティア制度の拡大、さらには健康づくりの場としての利活用を促進する必要があります。

■土地利用状況

			宅地				非宅地			合計
			住居系	商業系	工業系	小計	農地	山林・原野・その他	小計	
都市計画区域	面積(ha)	平成19年度	538.06	127.62	383.66	1049.34	1899.74	3497.92	5397.66	6447.00
		平成24年度	583.88	158.94	393.31	1136.12	1915.48	3548.94	5464.42	6600.54
		増減率(%)	8.5	24.5	2.5	8.3	0.8	1.5	1.2	2.4
用途指定地域	面積(ha)	平成19年度	237.56	62.32	193.33	493.20	128.87	383.83	512.70	1005.90
		平成24年度	316.11	72.16	282.97	671.25	180.11	553.51	733.62	1404.87
		増減率(%)	33.1	15.8	46.4	36.1	39.8	44.2	43.1	39.7
用途指定地域外	面積(ha)	平成19年度	299.01	64.90	189.05	552.96	1772.49	3115.66	4888.15	5441.10
		平成24年度	267.77	86.78	110.33	464.88	1735.37	2995.43	4730.80	5195.68
		増減率(%)	△ 10.4	33.7	△ 41.6	△ 15.9	△ 2.1	△ 3.9	△ 3.2	△ 4.5

(資料：都市計画基礎調査)

※1 市民と市が協力して通める新しい「まち美化プログラム」：市民が身近な公共の場である公園や緑地などの里親となって清掃等のボランティア活動を実施する制度。
 ※2 公の施設の管理・運営を民間事業者等に任せることを認める制度のこと。

【関連図表】
現状と課題の内容を表す代表的な数値等を図表にしています。

基本施策の各施策を推進することで、誰がどのような状態になることを目指していくのかを表しています。

基本施策の推進状況を把握するため、施策の推進状況の一側面を見るための指標として設定しています。

前期基本計画

1. 快適な生活

目指す姿

市民が、魅力的な都市空間のもと、都市機能を効率的・効果的に利活用し、安全で快適に暮らしています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
用途指定地域内の宅地面積	674.9ha (平成27年度末現在)	682.0ha (平成33年度末現在)
市街地再開発事業等が行われた件数	—	2件 (平成33年度末現在)
公園等環境美化ボランティア活動団体数	19団体 (平成28年9月末日現在)	24団体 (平成33年度末現在)

基本施策を推進する施策の方向を表しています。

施策の方向

① 計画的な都市づくりの推進

- ◆都市機能や居住の適切な誘導を行うとともに、道路や公共交通などを活用しながら、快適な暮らしを支えるコンパクト＆ネットワーク^{※3}による都市づくりを推進します。
- ◆医療・福祉、子育て、商業、産業等の都市機能について、都市計画や防災等の視点を踏まえた適正配置と集約化を推進します。
- ◆適正な都市形成や土地利用の動向等を踏まえ、都市計画道路や用途地域の見直し等を進めます。
- ◆市内の地籍の明確化を図るため、地籍調査を計画的に進めます。
- ◆市庁舎などの公共施設やリニア中央新幹線の駅位置など、核となる機能を意識した計画的な都市づくりを推進します。

② 活力ある市街地の形成

- ◆ＪＲ亀山駅周辺におけるにぎわいづくりと機能向上を図るため、庁内推進体制を強化するとともに、公共施設の移転を含めた駅周辺の再整備を推進します。
- ◆ＪＲ亀山駅、ＪＲ関駅、ＪＲ井田川駅周辺の市街地における居住人口の増加を図るため、既存の都市基盤や各地域の特性を生かした市街地の整備・再生を促進します。

③ 魅力的な都市の形成

- ◆歴史的まちなみの維持・継承を図るとともに、適切な景観形成や公共空間のユニバーサルデザイン^{※4}の実現に取り組み、魅力的で安らぎのある都市形成を推進します。
- ◆若者の定住促進を図るため、子育てや商業、公共交通等が充実した魅力的な都市形成を推進します。
- ◆各種法規制や開発指導要綱等に基づく指導を行い、適正で良質な開発・建築の誘導を図ります。

④ 公園・緑地の整備及び利活用

- ◆都市公園については、子どもから高齢者までが健康づくりや憩いの場等として安心して利活用できるよう、施設機能の充実を図るとともに、計画的な維持管理に努めます。
- ◆地域の身近な憩いの場として愛着ある公園・緑地を目指し、公園等環境美化ボランティア制度を活用した様々な担い手による管理を促進します。

施策の方向を推進するための個別施策を表しています。

各基本施策のページの見方

※3 人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。

※4 「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、多くの人が利用可能であるように、製品や建築物、生活空間などをデザインすること。

